

伊勢原ゴルフセンター ICカード会員規約

第1条 会員資格

会員とは2016年10月1日以降に伊勢原ゴルフセンター(以下、当施設)で利用規定を承認の上、登録用紙に手続きを完了されたお客様を言います(以下、一般会員)。
※年会費制(¥3,000税別/年)で多くのサービスを提供している会員はIGC CLUB MEMBERS(以下、IGC会員)を指します。

第2条 会員カードの発行・貸与

- ①当施設ICカードは「伊勢原ゴルフセンターICカード登録用紙」に記載事項をご記入、ご登録頂いたお客様に会員証として会員1名につき発行致します。
- ②当施設ICカードは本人のみが利用できるとし、他人に譲渡、貸与することはできません。ただしチャージ金額の利用に関してご家族(二親等まで)のみの共有は可能です。

第3条 特典及びサービスの利用

一般会員は、ICカード会員規約に基づき当施設が提供する特典・サービスを利用するものとします。

第4条 退会及び会員資格の喪失

一般会員は随時退会できるものとし、退会に際しては当社へICカードを返却、処分させていただきます。その際にチャージ金、プレミアム、ポイントをご家族や友人に譲渡することはできません。また当施設は会員が本規約及びICカード利用規定に違反した場合、会員資格を取り消すことができます。なお退会時にはプレミアム・ポイントは消滅するものとします。

第5条 規約の変更他

本規約のサービス内容・システムは事前の予告なしに変更・改定又は廃止する場合がありますことを予めご了承ください。

ICカード利用規定

第1条 目的

本規定は、伊勢原ゴルフセンターの発行するICカードの内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

- ①当施設入場時に支払われる入場料、ならびに打席でのボール貸出料、打ち放題料の支払いに使用します。
※打ち放題料は入場時の前払い制になります。
- ②当施設利用受付時に利用・提示した場合、一般会員又はIGC会員にプレミアム・ポイントを含めた特典を提供します。
- ③一般会員又はIGC会員にそれぞれの資格・条件に応じた付帯設備の利用特典を提供します。

第2条 チャージの方法

ICカードには自動入金機によって金額をチャージすることができます。ただしシステムの異常、その他何らかの理由により自動入金機においてチャージできない場合は、フロントにてチャージ処理を行うことがあります。

第3条 チャージ金額の上限

チャージ金額は30,000円を上限とし、超えることはできません。

第4条 チャージ金額(現金)、プレミアム、ポイントの有効期限(ICカードの有効期限)

ICカードを利用して当施設利用受付(チェックイン・チェックアウト・チャージ等)を行った日を起算日とし、1年間当施設利用受付が無かった場合は失効になる場合もございます。
1年以上当施設の利用受付が無くご来場頂いた際には、まず当練習場フロントまでお申し出ください。

第5条 チャージ金額、プレミアム、ポイントの確認方法

ICカード又はIGC CLUB MEMBERSカードの正式なチャージ金額、プレミアム、ポイントは自動入金機、フロントにて確認できます。

第6条 チャージ金額・特典の取扱い

本規定に基づくチャージ金額・特典は、当施設ICカード毎に蓄積・告知・還元を行うものとし他の当施設ICカードと合算はできません。

第7条 権利の譲渡等

一般会員又はIGC会員は、理由の如何を問わず一般会員又はIGC会員における権利を他人に貸与・譲渡・担保保護、または相続することはできません。

第8条 本人外利用と免責

当施設はICカード取扱いについて、ICカード毎に定められた会員本人以外に対する責任を負いません。なお当施設ICカードを会員本人以外が所持していたときは、当施設は会員本人以外の者と利用について会員本人に対する責任を負いません。当施設が会員よりICカードの紛失、再発行の請求を受けた際は場合、可能な限り速やかに処理を行います。ただし紛失、再発行が完了するまでの間にチャージ金額等の利用又は何らかの損失があった場合、当社はそれらを補償する責任を負いません。

第9条 終了・予告・変更

当施設は、予告なしに一般会員又はIGC会員に提供する特典を終了もしくは中止し、または内容を変更することができるものとします。それにより会員に損害が発生した場合にも当施設は一切責任を負いません。

第10条 カードの交換・再発行

当施設ICカードの改良、その他当施設が適切と認める場合には、当施設は会員にICカードの交換及びそれに相当する処置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。会員の責による紛失・毀損等を理由とした交換の場合は、次の条件を満たすときに限って当施設は会員の再発行の請求に基づいて再発行を行います。また再発行手数料300円(税別)をいただきます。

・再発行の請求に関して、会員が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を提示して一般会員又はIGC会員本人であること証明できること

第11条 疑義等

当施設当日カードは無登録制の当日限定カードで、チャージ機にて発行後ご利用頂けます。当日カードの所有権は当社に帰属します。カードのご利用期間中は所定のデポジット(300円)をお預かりします。デポジットは打席料・利用料金(ボール代等)には充当できません。ご利用後は当日カードをご返却頂き、カード残高・デポジットもご返却致します。

第12条 疑義等

会員への還元方法ならびにその他運営に関して生ずる疑義は、当施設において決定し会員はその決定に従うものとします。

第13条 会員情報の提供及び保護

- ①会員は当社が業務上必要な範囲で会員に関する情報を利用することを承認します。
- ②当施設は「伊勢原ゴルフセンターICカード会員規約」第1条ならびに第2条により知り得た会員の情報については、個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に基づき適正に管理・運用致します。当施設プライバシーポリシー：<http://www.isehara-golfcenter.com/privacy.html>
- ③一般会員又はIGC会員の方には、当社から広告・印刷物の送付、ご案内のためのEメール又はDM(ダイレクトメール)の発信等をさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ④会員の住所・氏名・電話番号等の変更があった場合は、当施設フロントまで速やかにご連絡ください。



伊勢原ゴルフセンター

〒259-1135
神奈川県伊勢原市岡崎5676
小田原厚木道路「平塚IC」10分
TEL:0463-94-0666 FAX:0463-91-1100
<http://www.isehara-golfcenter.com/>